

○いわき市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

昭和56年1月1日制定

(趣旨)

**第1** この要綱は、私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）が保育料等の減免をする場合に、設置者に対する補助金の交付に関して、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金額)

**第2** 補助する金額は、設置者が市長の定めるところにより市内に住所を有する3歳児、4歳児又は5歳児の保護者に対して減免する入園料及び保育料に相当する額とする。

(事業計画書等の提出)

**第3** 設置者は、補助金の交付の申請をしようとする場合は、次の書類を補助事業を行う年度の6月30日までに市長に提出するものとする。この場合において、書類を提出した後に新たに保育料等減免措置に該当する園児が生じたときは、当該園児について第2号の書類を12月28日までに提出するものとする。

- (1) 私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書（第1号様式）
- (2) 保育料等減免措置に関する調書（第2号様式）
- (3) 徴収している入園料又は保育料の額を明らかにする書類

2 設置者は、次の各号に掲げる保護者について減免するときは、当該各号に定める書類を前項第2号の保育料等減免措置に関する調書に添付するものとする。

- (1) 当該減免を受ける年度の初日の属する年の1月1日において市内に住所を有しない保護者  
当該年度に係る市民税等の住民税の納税通知書の写し又は課税証明書若しくは非課税証明書
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯に属する保護者  
生活保護受給証明書
- (3) 前2号以外の保護者  
市民税額確認に係る同意書（第3号様式）又は園児と生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の市民税課税額証明書若しくは市民税納税通知書の写し

(申請書の提出期日等)

**第4** 規則第4条第1項の期日は、補助事業を行う年度の1月31日とする。

2 規則第4条第1項第1号の事業計画書は、第3第1項第1号の私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書（以下「計画書」という。）とし、同項の規定により計画書を提出した後に補助事業

の計画に変更が生じた場合は、当該変更後の計画書とする。

3 規則第4条第1項第2号及び第3号の書類は、同条第2項の規定により省略するものとする。

(実績報告)

**第5** 設置者は、減免措置を完了した日から起算して15日又は3月10日のいずれか早い日までに実績報告書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

(関係書類の整備)

**第6** 補助金の交付を受けた設置者は入園料及び保育料の減免状況を明らかにした書類を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(関係書類の提出)

**第7** 市長は補助金の交付の事務処理上必要と認めるときは、第6の書類の提出を求めることができる。